

昭和四十二年政令第十三号

首都圏近郊緑地保全法施行令

内閣は、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第六條第九項（同法第七條第五項及び第十一條第二項において準用する場合を含む）、第八條第四項第二号及び第五号並びに第九條第九項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（収用委員会の裁決の申請手続）

第一条 首都圏近郊緑地保全法（以下「法」という。）第六條第九項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四條第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為）

第一条の二 法第七條第一項第五号の政令で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二條第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二條第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積とする。

（届出を要しない保全区域における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第二条 法第七條第四項第三号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる建築物の新築、改築又は増築
 - イ 地下に設ける建築物の新築、改築又は増築
 - ロ 建築物の改築又は増築（改築又は増築に係る部分の高さ又は床面積の合計がそれぞれ五メートル又は十平方メートルを超えるものを除く。）
- 二 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築又は増築
 - イ 仮設の工作物の新築、改築又は増築
 - ロ 地下に設ける工作物の新築、改築又は増築
- ハ 次に掲げる屋外広告物（屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する屋外広告物をいう。以下

同じ。）の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築

- (1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
- (2) 日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物

電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが二十メートルを超えるものを除く。）

その他の工作物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが五メートルを超えるものを除く。）

次に掲げる土地の形質の変更
 一 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）

次に掲げる土地の形質の変更
 一 面積が六十平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）

次に掲げる木竹の伐採
 一 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 一 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

仮植した木竹の伐採
 一 高さが十五メートル以下の独立木（一・五メートルの高さにおける幹の周囲が一・五メートルを超えるものを除く。）の伐採

測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 一 面積が六十平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓

面積が六十平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが一・五メートルを超えるものを除く。）

前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 一 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 一 建築物の新築、改築又は増築
 二 高さが五メートルを超える木竹の伐採

(3) 高さが一・五メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

農業、林業又は漁業（以下「農業等」という。）を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 一 建築物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計が九十平方メートル以下の物置、作業小屋その他これらに類する建築物の新築、改築又は増築（以下「特定新築等」という。）を除く。）

用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置

宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾

森林の皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

水面の埋立て又は干拓
 一 高速自動車国道若しくは道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡張、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

道路運送法による一般自動車道の造設（一般自動車道とこれ以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は管理に係る行為

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川又は同法第百条第一項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為

（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）
 第三条 法第七條第四項第六号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 一 高速自動車国道若しくは道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡張、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業の施行に係る行為

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に供するもの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に係る行為

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護

た処分、手続その他の行為であつて、改正法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞれの政令に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成一六年一月一五政令第三九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、景観法の施行の日(平成十六年十二月十七日)から施行する。

附 則 (平成一六年一月二七政令第四二二号)

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第三三八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行の日(平成二十年十一月四日)から施行する。

附 則 (平成二三年六月二四政令第一八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。)の施行の日(平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。)から施行する。

(首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 放送法等改正法附則第七条の規定により放送法等改正法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律(昭和三十二年法律第五十二号。以下「旧有線放送電話法」という。)の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第十七条の規定による改正後の首都圏近郊緑地保全法施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二三年一月二六政令第四二七号)

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。

附 則 (令和五年三月二三政令第六八号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。